

就業構造基本調査
審査メモで示された論点に対する回答

総務省統計局統計調査部国勢統計課
労働力人口統計室

今回申請された変更

1 報告者の選定方法の変更

(変更内容)

世帯数について、約 54 万世帯を約 58 万世帯に変更（15 歳以上の世帯人員約 108 万人は維持）

(論点)

(a) 各標本調査区からの調査対象世帯の抽出数の設定に当たっては、どのような試算を行い、結果的に今回の変更案の内容に整理されたのか。仮に、前回調査と同様の方法で調査を行った場合、報告者数や結果精度にどのような影響が生じると見込んでいるのか。

(回答)

ア 調査区数及び調査対象世帯数の設定について

令和 9 年の調査に当たり、従前と同様のサンプルサイズ（108 万人）を確保する必要がある。そのためには、1 世帯当たりの平均世帯人員が減少していることから、前回調査の約 54 万世帯から約 58 万世帯へ対象世帯数を増やす必要がある。

そこで、約 58 万世帯を調査するため、地方事務への負担も考慮し、前回調査と同程度の調査区数（約 3 万 4,000 調査区）となるよう 1 調査区における抽出数を 17 世帯へ変更することとした。

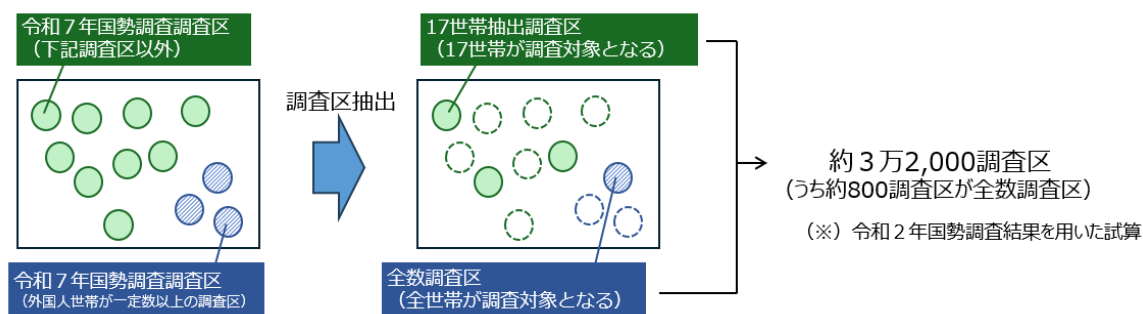
さらに、外国人の就業・不就業の状態を把握することを目的として国籍を調査事項に追加するに当たり、外国人の回答を十分に確保する観点から、抽出された調査区のうち外国人世帯が一定数以上の調査区については全世帯を調査対象とすることとした（以下この調査区のことを「全数調査区」という。）。この場合、全数調査区からは、17 世帯を抽出した場合に比べ 3 倍程度の世帯を把握することができるため、本調査において把握すべき約 58 万世帯、約 108 万人になるよう総調査区数を調整（全体の調査区数を減ずる。）する必要がある。

以上のとおり、17 世帯を抽出する調査区（以下「17 世帯抽出調査区」という。）と全数調査区を組み合わせて、全体のサンプルサイズを確保するだけでなく、外国人の回答数も十分に確保することとするものであり、全数調査区の設定数分を調整した結果、約 3 万 2,000 調査区が調査対象調査区となる。

なお、この調査区数は、令和2年国勢調査の結果を用いた試算であり、全数調査区となる条件は「外国人世帯が10世帯以上の調査区」で、全国で約800調査区となる計算となった。今後、令和7年国勢調査の結果を用いて、全数調査区となる「外国人世帯数の条件」及び「全数調査区数」を設定し、調査全体の「調査対象調査区数」を確定させる予定である。

(参考)

調査区抽出のイメージ



イ 結果精度

前回調査（約3万4,000調査区）に比べ調査対象調査区数は減少することから、その分、理論上は精度への影響が生じる。「就業者数」を前回調査及び今回調査の標本設計の方法でそれぞれ調査したと仮定した場合の標準誤差率を試算したところ、今回調査の誤差率は前回調査の1.02倍となった。したがって、その影響は限定的であり、調査として一定の精度を確保できているものと判断した。

今回の調査設計は、調査全体の精度を確保しながら、外国人を確実に把握することで（次項に記載のとおり）外国人に係る統計表の精度の確保を行うとともに、地方事務の負担軽減にも資することができるものである。

ウ 前回調査と同様の方法で設計した場合の影響

なお、仮に、前回調査と同様の方法で調査を行った場合、対象世帯数を同様とすると報告者数は約101万人になると想定され、前回調査同様の調査対象人数を維持することが困難となることが見込まれる。また、前回調査と同じ抽出方法で約108万人を確保しようとした場合、約3万6,000調査区を調査する必要がある。調査対象調査区数を増加させた場合、理論上結果精度は向上することとなる一方、その分確保すべき調査員数が増加し地方における業務の負担が増大するなどといった面もある。

(論点)

(b) 抽出単位を「住戸」から「世帯」に改める必要性・変更前後の違い・メリットは何か。調査手順の変更も含めて、説明いただきたい。

(回答)

調査手順については下表のとおりであり、調査員の動きとして大きく変わるものはないが、名簿を作成する準備調査時における把握単位と把握範囲が変更し、それに伴い抽出後の調査依頼の範囲も変わる事となる。

準備調査では、令和4年調査までは住戸単位で把握するため空き家を含め把握し、「居住者の有無」についての確認を行っていた。令和9年調査では調査区内に住む世帯単位で把握することとなるため、空き家について名簿上把握する必要はなくなる。

抽出時においても、令和4年調査までは居住者有からの15住戸に加え、居住者無の住戸(空き家)からも一定数抽出し、抽出された住戸に訪問して調査依頼を行うが、居住者無の住戸(空き家)では新たに居住者がいた場合のみ調査依頼を行う。一方、令和9年調査では、抽出された17世帯(一部の調査区は全ての世帯)に調査依頼を行う。

令和4年調査では、把握した空き家のうち抽出された約8万住戸について調査員が訪問したところ実際に居住者がいた世帯は約3%と僅かな状況であった。このような状況もあり、地方公共団体からは、膨大な空き家の把握に対するメリットがほとんどないことから、住戸抽出を改めてほしいとの要望を多くいただいていた。

加えて、名簿作成時において、前回に引き続き住民基本台帳情報を活用できるようにする予定だが、住民基本台帳は空き家を含む住戸に関する情報はなく、世帯単位の方が情報の親和性が高いといえる。

そこで、空き家の把握を廃止し調査員の事務を大幅に軽減するとともに、住民基本台帳情報をより活用しやすくして更に事務の効率化を行う中で、必要な世帯数を把握できるように抽出単位を住戸から世帯に改め、抽出世帯数を17世帯へと変更することとしたい。

変更後	変更前
①調査員が、準備調査において、調査区内に住む全ての世帯を名簿に記載する。 (※) 空き家の把握及び名簿への記載は不要	①調査員が、準備調査において、調査区内にある全ての住戸を名簿に記載する。
②市町村が、名簿に記載の世帯から、決められた方法により無作為に17世帯を抽出する(一部の調査区は全ての世帯を選定)。	②その際、「居住者の有無」について、「有」、「無」(空き家)で記載する。
③調査員が、抽出された17世帯(一部の	③市町村が、「居住者有」の住戸から決められた方法により無作為に15住戸を抽出する。
	④「居住者無」(空き家)からも、「居住者有」と同様の抽出間隔により抽出する。
	⑤調査員が、居住者有で抽出された15住

調査区は全ての世帯）を訪問して調査を依頼する。	戸を訪問して調査を依頼する。居住者無で抽出された住戸（空き家）も訪問し、居住者がいれば調査を依頼する。
-------------------------	---

(論点)

(c) 国籍別の集計結果の公表に当たり、結果精度の確保に必要なサンプルサイズはどの程度と想定しているのか。今回の標本設計の見直しにより、必要なサンプルサイズの確保は可能か。シミュレーションの具体的な結果はどのようになっているか。また、外国人世帯割合が高い調査区を重点的に調査対象とすることにより、特定の国籍に結果が偏るようなことはないか。

(回答)

ア 外国人を必要数捉えるための抽出方法の変更

令和9年調査において新たに国籍を把握することとし、外国人の就業・不就業の実態などを捉えることとしている。そこで、外国人を必要数捉えるため、標本設計方法を見直し、外国人世帯が一定数いる調査区を抽出時の層（以下「層5」という。）として新たに設置し、さらに、層5から抽出された調査区を全数調査区として全世帯を調査対象とすることとした。

(参考)

調査区抽出時の層の変更

層	調査世帯数
層1：人口が0の調査区	—
層2：世帯数が17以下の調査区	17世帯
層3：学生の寮・寄宿舍のある調査区	17世帯
層4：病院・療養所及び社会施設のある調査区	17世帯
 追加 層5：外国人世帯が一定数以上の調査区	全世帯
層6：給与住宅のある調査区	17世帯
層7：上記以外の調査区	17世帯

イ 層5の基準設定の考え方

層5の基準の設定に当たっては、以下の考え方により、調査全体における外国人比率を計算し、決定することとした。

- ・ 調査全体で日本における外国人比率の把握が達成できること。
- ・ 国勢調査（就業状態等基本集計）における外国人の労働力状態不詳の割合を考慮して、有効回答率として計算して達成できること。

(参考：把握の目安とする外国人比率の計算方法)

$$\frac{\text{外国人の調査対象数} \times \text{外国人の有効回答率}}{\text{全体の調査対象数} \times \text{全体の有効回答率}} \approx \frac{\text{15歳以上外国人の人口}}{\text{15歳以上総人口}}$$

ウ シミュレーション結果

令和2年国勢調査の結果を用いてシミュレーションをした結果、必要となる外国人比率は、日本における外国人比率1.99%（令和2年国勢調査結果）に対し、2.57%を達成できることを目安とすることとした。その条件を当てはめた結果、層5の基準を「外国人世帯が10世帯以上」として設定し、層5からの抽出調査区数を約800として調査全体の調査区数を約3万2,000と設定すれば、外国人比率を2.59%把握できることとなる。

なお、層5を他の層から抽出された調査区と同様に17世帯抽出とした場合は、調査全体での外国人比率は1.42%となる試算となり、層5の調査区内を全数把握することの外国人の捕捉への効果が非常に高いことが確認できた。

エ 外国人に係る統計精度の検証

今回の標本設計方法を採用することによって、外国人に係る統計精度が上昇することも確認できた。具体的には、「外国人人口」を前回調査及び今回調査の標本設計の方法でそれぞれ調査したと仮定した場合の標準誤差率を試算したところ、今回調査の誤差率は前回調査の0.87倍となった。

オ 特定の国籍への偏りなど結果への影響

層5の設定及び全数調査区の設定により必要な外国人比率が達成され、さらに精度上昇が見込まれることとなるが、層5の基準として調査区内に住む者が全て外国人とといったような極端に集中した地域を想定しているものではなく、調査の大宗を占める他の層の17世帯抽出調査区に住む外国人も含めて全体として必要数を確保しようとするものである。さらに、集計時においては、調査区内の抽出率に応じて乗率を設定することから、層5から抽出された全数調査区で把握した世帯員とその他の層から抽出された17世帯抽出調査区で把握した世帯員とは異なる乗率となる。

したがって、集計結果として、調査した地域に住む特定の国籍の者の回答で結果が過度に偏るようなことはないよう設計している。

なお、今後、令和7年国勢調査の結果を用いて、層5の基準及び全数調査区数を設定し、調査全体の調査対象調査区数を確定させる予定である。

(論点)

(d) 外国人世帯の回答を確保するため、多言語対応や調査員支援等についてどのような取組を行うこととしているのか。また、外国人世帯からの回答を確保するため、具体的にどのような措置を図ることとしているのか。

(回答)

近年増加傾向にあることに加え、新たに国籍を把握し外国人の就業・不就業の実態などを捉えることとして外国人を必要数捉えるための標本設計方法を見直して調査することを踏まえ、外国人からの的確に回答を得て円滑な調査を実施する必要がある。

そこで、以下のとおりさまざまな取組を実施する予定である。

ア 調査用品の外国語版の作成

- ・ 調査票の対訳（7か国語以上）
- ・ 外国人向けリーフレット（1枚で7か国語以上のメッセージを添えたチラシ）
- ・ 調査票の記入のしかたの対訳（1か国語以上）
- ・ 依頼状の対訳（1か国語以上）
- ・ 外国語によるオンライン回答用の電子調査票（1か国語以上） など

イ 調査用品内での外国語でのメッセージによるキャンペーンサイトへの誘導

- ・ 準備調査用リーフレット
- ・ 調査票の記入のしかた
- ・ 外国人向けリーフレット など

ウ キャンペーンサイトでの外国人向けページ制作

エ 地方公共団体に対し、調査対象調査区の連絡時、当該調査区の基礎資料として国勢調査結果に基づく国籍別の外国人数を提供

オ 調査員指導用動画において外国人の対応をすることとなった場合のシーンの制作

このように、外国語対応の調査用品を充実させるだけでなく、実際に調査の現場でうまくコミュニケーションが取れず調査員が配布や取集で困ることがないようにしたいと考えており、特に、現地で配布するリーフレット等からキャンペーンサイトへ誘導し、キャンペーンサイトを見てもらえればスムーズに回答までできる流れとすることを狙いとしている。

このほか、外国人関係団体への協力依頼や地方公共団体における他調査での好事例の取組を横展開するなど円滑な調査の実施に取り組んでまいりたい。

2 調査事項の変更

(変更内容)

(1)「国籍」の追加

(論点)

(a) 今回、国籍について個別に回答を求めることとしているが、結果表章においては、どの程度の粒度で国籍別の結果を公表することを予定しているか。

(回答)

従来の標本設計に比べ外国人の捕捉率は上がる見通しではあるが、我が国における15歳以上の外国人は、令和7年国勢調査結果で人口全体の3%程度と少ない状況である。

そのため、就業構造基本調査の標本規模(約1%抽出)を踏まえ、国籍別の集計において詳細な分類区分を設けた場合の精度確保にも懸念があることから、令和9年調査では、年齢階級や就業状態(有業・無業の別)など我が国の就業・不就業の状態を明らかにする基本的な事項による集計を行うこととしている。

さらに、都道府県別や国別の集計については、精度について十分に検証の上で、表章でできる国の数など表章内容も精査した上で、参考表として公表する予定である。

(参考)

国籍に関する結果表イメージ

			表章項目											
			人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	
			就業状 態・仕事 の主従	就業状 態・仕事 の主従	就業状 態・仕事 の主従	就業状 態・仕事 の主従	就業状 態・仕事 の主従	就業状 態・仕事 の主従	就業状 態・仕事 の主従	就業状 態・仕事 の主従	就業状 態・仕事 の主従	就業状 態・仕事 の主従	就業状 態・仕事 の主従	
			項目名 (表章単位)	0. 総数 (人)	1. 有業者 (人)	11. 仕事 が主なる者 (人)	12. 仕事は 従なる者 (人)	121. 家事 が主なる者 (人)	122. 通学 が主なる者 (人)	123. 家 事・通学 以外が主 なる者 (人)	2. 無業者 (人)	21. 家事を している 者 (人)	22. 通学し ている者 (人)	23. その他 (人)
地域区分 (1区分)	男女(3区 分)	年齢(7区分)	国籍(5区分)											
0. 全国	0. 総数	0. 総数	0. 総数											
	1. 男	1. 15～24歳	1. 日本人											
	2. 女	2. 25～34歳	2. 外国人											
		3. 35～44歳	21. 永住者・定住者等											
		4. 45～54歳	22. その他											
		5. 55～64歳												
		6. 65歳以上												

(※) 上記結果表のほか、都道府県別や国別の集計について参考表として作成予定

(論点)

(b) 今回、国籍を把握することで得られる結果としてどのようなものがあり、想定されている具体的な利活用はどのようなものか。

(回答)

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定)においては、「外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等」として、外国人へのきめ細かな支援を実施するため、政府統計等に基づく外国人の生活実態の把握が必要である一方、「国籍」や「在留資格」等を把握する政府統計は限られており、その実態を十分に把握することが困難な状況にあるとの問題点が指摘されている。

このような行政上の課題がある中、就業・不就業の状態を全国及び地域別に明らかにする大規模調査である本調査で外国人の状態を把握することにより、外国人に関する雇用政策などの各種取組の基礎資料として利活用されることなどを想定している。

(論点)

(c) 複数の国籍を有する者の場合、どのように回答することを想定しているか。

(回答)

国籍については、国勢調査でも把握されているところであり、就業構造基本調査においては国勢調査の記入方法にならうことを想定しており、例えば、日本国籍を有している場合は「日本」と回答することとする。いずれにしても、回答に迷わないよう調査票の記入のしかたで丁寧に解説することとしたい。

(変更内容)

(2)「副業として雇われている事業所の数」の追加

(論点)

(a) 把握した「副業として雇われている事業所の数」は、国民経済計算においてどのように活用することを想定しているのか。

(回答)

国民経済計算において、雇用者報酬は、一人当たり現金給与に「雇用者数」を乗じることと推計を行っている。その際、「雇用者数」は複数の事業所で働いている場合には複数人とみなして計算することとしており、就業構造基本調査を用いて副業分を算定している。

これまでの就業構造基本調査では、副業の有無及び主な副業に関する事項のみを調査していたことから、複数の副業を行っている場合、国民経済計算において、副業のうち主な副業以外から得られる報酬を把握できず、雇用者報酬が過小に推計されるという課題がある。

そこで、新たに「副業として雇われている事業所の数」を把握することにより、これまで把握できていなかった副業を複数行っている実態まで捉えることができ、国民経済計算の副業分の算定においても、本結果が加味されることとなる予定である。

(論点)

(b) 回答者が「副業として雇われている事業所の数」を適切に回答できるよう、どのような工夫や検証を行ったのか。

(回答)

副業の数の把握に当たり、統計局が主催した有識者会議において議論を行ったところ、自営業としての副業の個数の考え方が分かりにくいなどといった回答可能性の側面からの指摘などもあった。そこで、回答者が適切に回答できるよう国民経済計算で用いる雇用者としての副業の個数に絞った調査事項としたものである。

それでも、副業にはさまざまな形態での働き方が想定され、誤解をして定義どおりの回答ができない場合の懸念も生ずることから、調査票の設問肢に「副業として期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている事業所数」と定義上の条件を記すとともに、「副業が自営業の場合や1か月未満の期間を定めて雇われている場合は「なし」とします」と誤解が起きやすい場合に向けた注意書きを付けて、適切な回答ができるようにしている。また、調査票の記入のしかたなどでも誤解がないよう丁寧な説明を行ってまいりたい。

(参考)

調査票における注意事項等

定義上の条件を明記

A 14の 2
副業として雇われている事業所の数

副業が自営業の場合や1か月未満の期間を
定めて雇われている場合は「なし」とします

副業として期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて
雇われている事業所数

なし	1つ	2つ	3つ以上
☐	☐	☐	☐

誤解が生じやすい点について注意書き

(変更内容)

(3)「雇用契約の更新の有無・回数」の削除

(論点)

(a) 今回、削除する調査項目について、その利用状況と利活用者への影響をどのように評価しているのか。

(回答)

令和9年調査を実施するに当たっては、報告者負担の軽減、調査票スペースの制限などから、ユーザーニーズの低い調査事項の必要性の精査を行った。その結果、統計表のダウンロード数を集計し、アクセス数の少なかった「雇用契約の更新の有無・回数」を削除候補として精査した。

「雇用契約の更新の有無・回数」は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)(第Ⅰ期基本計画)において、有期雇用契約の実態把握について改善するよう指摘されたことを踏まえ、平成24年調査時に「雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」とともに新設した調査事項である。

利活用が少ない状況であることに加え、第Ⅰ期基本計画の指摘にある有期雇用契約の実態把握に関しては、「雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」を引き続き把握することから指摘へは継続して対応できていると捉え、「雇用契約の更新の有無・回数」を削除しても利用者への影響は限定的であると判断し、問題はないと判断した。

3 調査票様式の変更

(変更内容)

単票形式から冊子型調査票（A3判二つ折り2枚重ね）への変更

(論点)

(a) 調査票様式を大幅に変更したことにより、調査員による配布・回収事務や、審査を行う市区町村の事務に何らかの影響が生じる可能性はあるか。影響が生じる場合、どのような対応策を想定しているか。

(回答)

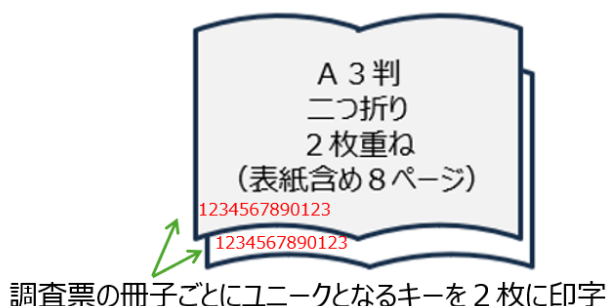
これまでのA3判1枚表裏から冊子型（A3判二つ折り2枚重ね（A4サイズ8ページの形式））に変更する。

1人分の調査票が複数枚となることにより、回収時や審査時にこれらがバラバラになってしまう懸念がある。これについては、調査票の冊子ごとにユニークとなるコードを調査票の欄外に印字しておくことで、万が一バラバラになってもそのコードを確認すればよいような対策を講ずる予定である。

また、審査時は、ページ数が増えた分1人分の調査票に要する審査時間が増える可能性がある。これについては、冊子型にすることにより文字を大きくして見やすくし、また適度な余白を作り回答する中で負担感がないようにし、さらに、回答者が回答すべき箇所に迷わないよう表紙に目次を新たに付けたり、各ページで分岐を分かりやすく案内した。その結果、回答者が誤解なく回答できるように改善したことで、訂正や疑義照会を要する調査票の数量を減らすことができ、審査事務量全体でみれば審査時間を短縮できるものと考えている。

いずれにしても、オンライン回答を推進し紙の調査票に係る審査量を軽減し、それでも紙の調査票での提出があった場合の審査事務について、冊子型となることで生ずる影響が出ないようにしてまいりたい。

(参考)



(論点)

(b) 紙の調査票の改善に加えて、オンライン回答を推進することも、報告者や地方公共団体の負担軽減の観点から重要と考えるが、今回、どのような方策を講じることを検討しているのか。

(回答)

回答の正確性、地方公共団体の負担軽減等に資するようオンライン回答を推進していく必要があると考えている。そこで、世帯に配布するリーフレットのほか、紙の調査票で回答する場合に使用する「調査票」や「調査票の記入のしかた」まで、あらゆる場面を活用してオンライン回答を勧めていく予定である。また、オンライン回答時の利便性を更に向上させるため、スマートフォンでQRコードを読み込めば、ログインに必要な政府統計コード、ID、パスワードが自動的に入力され、容易にログインできるなど機能改修を行う予定である。

(参考)

ログイン時イメージ



過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況

(1) フリーランスの的確かつ継続的な集計の実施

(論点)

(a) 令和9年調査では、令和4年調査と同様の定義による集計に加え、取引適正化法の制定を踏まえた定義による集計も行うこととしているが、それぞれどのような集計結果の公表を予定しているのか。また、両者の関係について利用者にどのように示すこととしているのか。あわせて、同法におけるフリーランスの定義との関係をどのように整理しているのか。

(回答)

令和4年調査では、ガイドラインの定義に基づく集計値について、分類事項「従業上の地位・雇用形態」において「(別掲)フリーランス」との区分を設け結果表章しており、時系列比較等の観点からも令和9年調査でも同様の取扱いとする予定である。

さらに、令和9年調査では、ガイドラインによる定義に加え、取引適正化法（以下単に「法」という。）に基づく定義でのフリーランスの数値も集計できるよう措置する。法の定義に基づく集計については、ガイドラインと異なり直接結果数値を表章するのではなく、「従業上の地位・雇用形態」にある各区分を組み合わせ利用者が計算を行うことを予定している。令和4年までの同分類事項では、会社などの役員のうち他の役員・職員の有無の区分は設けていなかったため、法に基づく定義の計算を行うことができない。そこで、令和9年調査の集計では分類事項「従業上の地位・雇用形態」に、「役員・職員が他にいない役員」といった計算上必要となる区分などを追加して表章することとする。

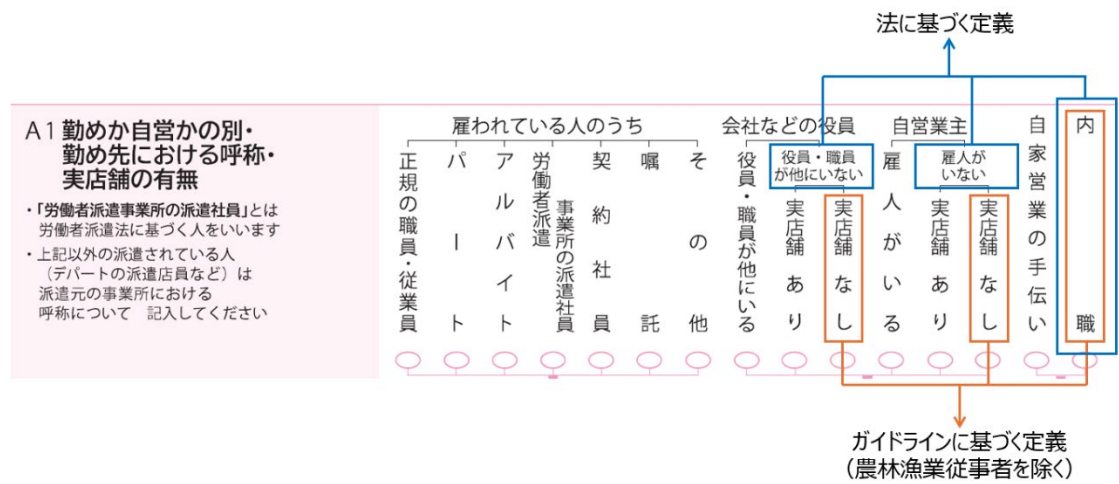
以上のとおり、ガイドラインに基づく定義の方については別掲表章を令和4年に引き続き行い、法に基づく定義の方については必要に応じて利用者が計算できるよう措置する。

なお、法に基づく定義では、従業員がいないなど事業体制上の定義以外に業務委託の相手方である事業者であると限定している。これは、同法の目的が、フリーランスが安心して働ける環境を整備するためであり、業務委託取引において、取引の適正化と就業環境の整備の観点から発注事業者が守るべき義務と禁止行為を規定していることから、フリーランスの中でも業務委託をした場合に着眼していると考えられる。ただし、委託は契約ごとに行われるものであり、フリーランス側があらかじめ契約体系を定めて事業を行うものではないことから、調査事項として設定することは困難であり、委託契約を行う可能性のあるフリーランス全体を捉える定義として、従業者の有無など実態に基づいた事項による定義としている。

いずれにしても、定義や結果表上での取扱いについては、用語の定義において利用者が誤解なく取り扱うことができるよう丁寧な説明を行う予定である。

(参考 1)

調査事項「従業上の地位・雇用形態」とフリーランスの定義との関係



(参考 2)

フリーランスに関する結果表章イメージ

				特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に対応					
表章項目				人口	人口	人口	人口	人口	人口
事項名				従業上の地位・雇用形態	従業上の地位・雇用形態	従業上の地位・雇用形態	従業上の地位・雇用形態	従業上の地位・雇用形態	従業上の地位・雇用形態
項目名 (表章単位)				0. 総数 (人)	1. 自営業主 (人)	11. 雇人がいる 業主 (人)	12. 雇人がいない 業主 (人)	13. 内職者 (人)	2. 家族従業者 (人)
地域区分	男女	年間就業日数・就業の規則性・週間就業時間	所得(主な仕事からの年間収入・収益)						
0. 全国	0. 総数	0. 総数	00. 総数						
	1. 男	1. 200日未満	01. 50万円未満						
	2. 女	11. 50日未満	02. 50～99万円						
		12. 50～99日	03. 100～149万円						
		13. 100～149日	04. 150～199万円						
		：	：						
		：	：						

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に対応						ガイドラインに対応	
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
従業上の地位・雇用形態	従業上の地位・雇用形態	従業上の地位・雇用形態	従業上の地位・雇用形態	従業上の地位・雇用形態	従業上の地位・雇用形態	従業上の地位・雇用形態	従業上の地位・雇用形態
3. 雇用者 (人)	31. 会社などの役員 (人)	311. 役員・職員が他にいない役員 (人)	312. 役員・職員が他にいない役員 (人)	32. 会社などの役員を除く雇用者 (人)	...	S. (別掲) フリーランス (人)	
追加表章事項							